

STOP白バス！

**白ナンバーのバスによる貸切バス事業
(貸切バス経営類似行為)は、
法律で禁止されています。**

レンタカー事業者が保有する白ナンバーのバスは、車両のみを有償でレンタルするものです。これを運転手付きでレンタルすること（レンタカー事業者の従業員等が借受人にかわって運転する行為）は、法律で禁止されています。

また、借受人に対して特定の運転者（運転代行者等）を斡旋する行為も禁止されています。

運転手付きの貸切バスなど「他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業」を行うには、道路運送法に基づいて国の許可（青ナンバーの取得）が必要です。

貸切バス事業は、乗客の皆様の大変な命をお預かりするものですので、輸送の安全を確保するため適切なものであることが求められています。

総合特区制度による規制緩和が実現！！

長岡市の小国地域、川口地域、山古志地域・太田地区、栃尾地域が総合特区に認定され、特区内でNPO法人が公共交通空白地有償運送に使用するマイクロバスをレンタルする場合、本来必要となる乗用車等での2年以上のレンタカー事業経営実績の要件が緩和され、事業開始当初からマイクロバスをレンタルすることが可能となりました。

長岡市は「違法な白ナンバーバス」の防止に取り組んでいます。

長岡市では、総合特区制度を活用したマイクロバスのレンタルにおいて、「運転手付きでのレンタル」を防止するため、公共交通空白地有償運送を行うNPO法人の職員情報と借り受ける方の運転者情報を事前に収集し、点検しています。ご理解とご協力をお願いします。

発行：長岡市

問い合わせ：長岡市地域振興戦略部(TEL0258-39-2515)